



【共催】「テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育」開催のご案内

荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在するため、労働安全衛生法第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育が必要な業務に加えられました。(令和6年2月1日施行)

本講習会は、安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号)に規定されるテールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育(学科教育4時間、実技教育2時間)に沿った講習を実施するものです。

記

1. 開催日時 令和7年12月10日(水) 9:15~17:00
2. 場 所 小田原ガス(株)(小田原市扇町1-30-13) 別紙参照
3. 講習内容 <学科教育:4時間>
 - ・テールゲートリフターに関する知識
 - ・テールゲートリフターによる作業に関する知識
 - ・関係法令<実技教育:2時間>
 - ・テールゲートリフターの実技操作

*** 実技車は「垂直式テールゲートリフター」使用**
4. 会 費 **【会 員】12,200円**(受講料 11,045円、テキスト 990円、ハンドブック 165円)
【一 般】15,200円(受講料 14,045円、テキスト 990円、ハンドブック 165円)
※会員の方は、ネット申込みされますと会費が300円割引になります。
5. 定 員 36名
6. 申込方法 NET申込 ※参照
7. 申込期日 12月1日(月)
8. 取消期限 12月4日(木) それ以降は受講料の返金はありませんのでご了承下さい。



※ 当講習会の受講に関する以外の目的で個人情報を利用することはありません。

【※ NET申込みの方法】

小田原支部ホームページからの NET申込み

NET申込み方法については、次ページフロー を参照ください。

【NET申込みのメリット】

- ① 会員様は会員価格から、更に「300円引き」になります。(一部適用外講習あり)
- ② 受講票/適格請求書/申込明細 が申し込み段階で、印刷出力することが出来ます。
- ③ NETメンバー登録が必要ですが、一度登録すれば、以降、事業場基本情報の入力是不要になります。

問合せ/(公社)神奈川労務安全衛生協会小田原支部

TEL:0465-24-1753

【小田原支部ホームページからのNET申込み方法】



